

平成30年における交通安全対策の基本方針 (京都府)

1. 趣 旨

京都府交通安全条例の目的や平成 32 年までの府内の交通安全に関する施策の大綱を定めた「第 10 次京都府交通安全計画」並びに自転車事故の防止と秩序ある自転車利用を推進するための「京都府自転車安全利用促進計画」の趣旨に照らし、交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現して、すべての府民が安心して日々の生活を送ることができるように、一人ひとりが交通社会における責務を自覚し「交通安全意識を持って行動する」社会気運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び府民が一体となって地域の社会情勢等に対応した交通安全対策を計画的かつ積極的に推進していきます。

特に、悲惨な事故のない交通環境を築くため、交通社会を支える自動車、バイクの運転者、自転車の利用者そして歩行者が、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開していきます。

また、交通事故に関しては、引続き事故そのものの減少を目指しつつ、事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、重点的な取組を行っていきます。

2. 取組の重点

(1) 最重点

- ア 子供の交通事故防止対策の推進
- イ 高齢者の交通事故防止対策の推進
- ウ 自転車の安全利用の推進

(2) 重点

- ア 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進
- イ 飲酒運転根絶の推進
- ウ シートベルト・チャイルドシート着用の推進
- エ 二輪車の安全利用の推進
- オ 迷惑駐車対策の推進
- カ 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

3. 推進要領

交通事故防止のため、行政、警察、関連機関・団体及び府民が、普段から、それぞれの立場においてできる交通安全対策を地道に積み重ねることはもとより、緊密に連携しながら各種施策を計画的に推進していくこととします。

また、府民一人ひとりの主体的な交通安全活動を積極的に進めることが重要であるため、行政等は、府民一人ひとりが自主的に取り組むことができる参加・体験・実践型の活動を中心に展開し、行政等と府民が一体となった交通安全活動を推進し気運を盛り上げていきます。

4. 交通安全運動の推進

(1) 年間を通じて実施する運動

○ 交通マナーを高めよう府民運動

スローガン：「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

ア 最重点

・ 子供の交通事故をなくそう府民運動

【 子供の交通事故防止推進日：4月第2月曜、9月第1月曜 】

スローガン：「事故から守ろう！ 京の子ども 明るい未来」

・ 高齢者の交通事故をなくそう府民運動

【 高齢者の交通事故防止強化期間：12月1日～12月20日 】

スローガン：「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」

・ 自転車の安全利用推進府民運動

【 自転車安全利用推進月間 5月、

自転車の安全利用推進の日：毎月20日の週の水曜日 】

スローガン：「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」

イ 重点

・ 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進

スローガン「早めのライト 安全サイン」

・ 飲酒運転根絶の推進（飲酒運転根絶府民運動）

スローガン：「飲んだなら運転しません させません」

・ シートベルト・チャイルドシート着用の推進

【 シートベルト・チャイルドシート着用推進日：毎月1日 】

スローガン：「みんなの命 シートベルトが守ります」

・ 二輪車の安全利用の推進

【 二輪車の交通事故防止強化期間：12月1日～12月20日

バイクの日：8月19日 】

スローガン：「『安全に。』 予断を許さぬ 二輪走」

・ 迷惑駐車対策の推進

スローガン：「しない させない 迷惑駐車」

・ 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

スローガン：「暴走は しない させない 見に行かない」

(2) 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動 4月6日（金）～ 4月15日（日）
- 夏の交通事故防止府民運動 7月21日（土）～ 7月31日（火）
- 秋の全国交通安全運動 9月21日（金）～ 9月30日（日）
- 年末の交通事故防止府民運動 12月1日（土）～ 12月20日（木）

(3) 府内全域で各地域の実態に応じた交通安全街頭啓発を実施する日

- 高齢者の交通事故防止一斉街頭啓発日 : 3月1日(木)、7月1日(月)
10月20日(月)
- 自転車の安全利用一斉啓発 : 5月5日(土)

(「平成30年年間交通安全府民運動 京都府実施要綱」抜粋)